

# 令和3年度網走市社会福祉協議会事業計画(案)

社会福祉法人 網走市社会福祉協議会

# 令和3年度 網走市社会福祉協議会事業計画

基本目標 「絆と助け合いでつくるわたしたちのまち網走」

本会は、地域福祉の推進役として地域における様々な生活課題や地域課題に対応し、令和2年度までの5年間「第6期地域福祉実践計画」に基いた、様々な福祉事業に取り組んできました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて地域での動きが大幅に制限されてきましたが、住民や関係機関などの幅広い参加を得て、地域共生社会の実現のために、多様なニーズや生活課題等に対して、幅広い社会資源の連携及びネットワーク強化と住民参加による地域福祉を推進していくために、当年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした「第7期地域福祉実践計画」を策定しました。

本年度においては、本計画を基に、地域福祉への理解や意識を高め、地域における多様な福祉活動を推進し、安心して暮らせる地域づくりのための具体策を地域住民や関係機関等と連携して検討を進めるとともに、当面は新型コロナウイルス感染症の影響下においても実施可能な事業の取り組みを進めます。

また、本会が行っている様々な事業を効果的に推進していくために、運営体制や財源の確保など、安定した運営基盤の確立に努めてまいります。

## 令和3年度の重点項目

- I. 地域福祉事業の推進
- II. 相談支援事業の推進
- III. 在宅福祉事業の推進
- IV. 法人運営事業の推進

### I. 地域福祉事業の推進

#### 1. 社協事業

##### (1) 第7期地域福祉実践計画の推進

- ①基本目標に掲げる福祉のまちづくりのために、この計画で取り組む推進項目と課題を解決するための実践項目をまとめています。（別冊「第7期地域福祉実践計画書」7ページ参照）
- ②個別目標を達成するため実施項目について、その取り組み・目標を定めて、それぞれの年次計画を別途関係機関と連携しながら検討、計画立案して取り組みを実施します。
- ③取り組みを実施するにあたり、「地域共生社会」の実現及びSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、ともに推進するよう整合性を図る必要性があると考えて、本計画において、このSDGsが示す17のゴールを、該当する各推進項目に割り当てて社協が取り組む事業がSDGsに関連することを示していきます。

- (2) 網走市地域福祉会議の開催  
地域福祉関係団体の連絡、連携強化の場として定期的な事務担当者及び代表者会議を開催します。また、生活支援体制整備事業第1層協議体としての協議、地域協議会としての社会福祉充実計画への意見の具申も兼ねています。
- (3) 出前講座事業の実施  
福祉学習の一環として地域の要望に合わせて役職員・福祉関係団体が講師で講座を開催します。
- (4) 地域福祉事業功労者の表彰（社協会長表彰）
- (5) 日常生活のちょこっとお手伝い事業の実施（新規） ※令和3年6月1日開始（予定）  
日常生活の中で起こる軽微な困りごとを、住民参加型による有償の相互支援活動で解消します。
- (6) 「ふれ愛ひろば網走2021」の開催 ※令和3年8月29日（日）開催（予定）  
網走市内の福祉団体が実行委員となり、各団体が催すステージイベント、販売、体験などを通して、福祉の理解を深めることを目的に開催します。
- (7) 「ふれあいクリスマスパーティー」の開催 ※令和3年12月19日（日）開催（予定）  
発達に心配のある子ども（知的・身体）とその家族の団体等が実行委員となり交流を深めます。
- (8) 網走市社会福祉協議会ボランティアセンター事業  
ボランティア活動の推進と理解を深めるために各種事業を実施します。
- ① つながろう！講座（ボランティア研修） 時期未定  
ボランティア・市民活動の理解と担い手育成を目的としたボランティア講座を開催します。
  - ② ヤングボランティア育成事業  
若い世代のボランティア・市民活動への理解と担い手育成を目的とした交流会や会議を開催します。
    - ・ヤングボランティア交流学习 9月 場所未定
    - ・クリスマス交流会ボランティア会議 10月 総合福祉センター
    - ・高校生が考える！作る！披露する！クリスマス交流会 12月 総合福祉センター
  - ③ 市民参加促進事業  
参加しやすいボランティア活動を実施することで、市民のボランティア・市民活動への理解と参加促進を図ります。
    - ・清掃 活動 年3回 5月、7月、10月
  - ④ 集いの場事業「お話広場えがお」  
幅広い世代間の交流、障がいの有無を問わない誰もが気軽に集える場を提供することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを図ります。
    - ・毎月第2・第4火曜日 午前11時～午後3時 総合福祉センター
  - ⑤ 情報誌「夢ポケット」発行  
ボランティア・市民活動の情報を提供することで、市民活動の促進を図ります。
    - ・年6回発行（114号4月、115号6月、116号8月、117号10月、118号12月、119号2月）
  - ⑥ ボランティア登録斡旋事業  
ボランティア活動希望者及び依頼者へボランティア登録斡旋を行うことで、自主的・主体的なボランティア活動の推進を図るとともに、地域ニーズの充足を図ります。
    - ・活動希望者の登録と活動希望者と活動依頼者のマッチング
    - ・介護支援ボランティアポイント制度コーディネート（網走市事業）

⑦ 市民活動サポーター設置

市民活動サポーターを設置することで、ボランティアセンター業務の補助及びボランティア活動者の補助をすることで円滑な活動促進を図ります。

- ・市民活動サポーターミーティング 毎月第1水曜日 総合福祉センター
- ・ボランティアセンター事業の協力

⑧ ボランティア相談業務

ボランティアに関わる各種相談を受けることで、市民のボランティアへの理解・推進、ニーズ把握を図ります。

⑨ 災害ボランティアセンター設置運営

網走市における災害発生時において、災害ボランティアセンターを開設することで、復興支援ボランティアを効率よく運営し、迅速な復旧を図ります。

- ・災害ボランティアセンターの開設に伴うマニュアルの整備
- ・災害救援活動の支援に関する協定に基づく活動（北海道社会福祉協議会）
- ・3者協定（市・社協・青年会議所）に関わる連絡会議の参加

⑩ 各種保険加入手続き業務

網走市におけるボランティア及び福祉サービスに係る各種保険の加入を推進することで、ボランティア活動及び福祉サービスの充実を図ります。

- ・全国社会福祉協議会「ふくしの保険」  
ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、福祉サービス総合補償、送迎サービス補償

⑪ 外部ボランティア研修参加補助

- ・オホーツク圏市民活動ボランティアフォーラム 紋別市

⑫ 外部委員会 市・道社協の協議会等に参画することで連携と活動の推進を図ります。

⑬ ボランティア活動功労者の表彰（社協会長表彰）

(9)「サービス介助士検定資格」の普及 ※本年度は事業を休止して取り組みの見直しを行います。

## 2. 受託事業

### (1) 子育てサポートセンター管理運営事業の受託

- ① 情報の発信 事業内容を理解してもらい、有効活用いただけるように市民周知して、新たな会員の加入促進を図ります。
- ② 会員加入の促進 新たな協力・両方会員の獲得を行い、支援体制の強化を図ります。
- ③ 援助活動の充実 依頼・協力・両方会員が学び舎交流を通じ技術や知識、コミュニケーションを深め、より安全・安心な援助活動につなげていきます。

### (2) 生活支援体制整備事業の受託

地域の実情を踏まえて、地域の「考え方」「自主性」「主体性」「スピード」を大切にしながら、コロナ過を踏まえて効果的に進めていけるよう地域の関係者の方々と協議を行い進めていきます。

- ① 事業運営体制の充実 ・組織内の連携強化 ・関係機関団体との連携体制の推進 ・事業周知
- ② 第2層の基盤構築
- ③ 地域状況の把握
- ④ 地域資源の把握

### (3) 買い物リハビリ事業の受託（介護予防・日常生活支援総合事業「通所型サービスA」）

要支援者や総合事業対象者が買い物を通じて、身体のリハビリをすることにより、身体能力の向上を図る買い物リハビリ事業を行います。

・毎週火曜日～木曜日 13:30～14:30 市内商業施設（定員 5名）

## II. 相談支援事業の推進

### 1. 社協事業

#### (1) 福祉援護資金貸付事業の実施

生活に困窮する低所得者に対し、資金を貸し付けることにより安定した生活の維持を支援します。

#### (2) 災害見舞金の支給

#### (3) 身体障がい者生活器具給付事業の実施

網走市が行なう身体障害者補装具・日常生活用具給付の給付対象とならない軽易な品目の中で、補完的に必要と認められる補装具等の給付を行ないます。（アイスピック、ストーマ）

#### (4) 生活困窮者等に対する安心サポート事業（新規）

道社協に設置された「北海道地域公益活動推進協議会」が「北海道の社会福祉法人における地域公益活動」として実施する当事業に参画し、生活困窮者への相談支援や関係団体との連携、経済的援助などにより制度の狭間の対応を行い生活困窮者の自立に繋がります。

### 2. 受託事業

#### (1) 生活サポートセンター“らいと”の受託運営

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を的確に利用できるよう、また生活困窮者が自立相談支援事業を包括的・継続的に利用できるよう、市民及び関係機関と協力して支援を行います。

・生活困窮者自立相談支援事業の受託運営

・成年後見相談支援事業の受託運営

#### (2) 日常生活自立支援事業の受託運営（道社協）

高齢や障がい(知的障がい、精神障がい)により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをします。

#### (3) 生活福祉資金及び総合支援資金貸付事業の受託運営（道社協）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯(失業・休業等を含む)、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指します。

#### (4) 「生活サポートセンター」を地域福祉課に移管して、事業の相乗効果を高めます。

## III. 在宅福祉事業の推進

### 1. 社協事業

介護保険・障がい者福祉サービス事業の当年度報酬及び基準の改定に対応した事業経営に努めます。

- (1) 指定訪問介護事業所の経営（ホームヘルパー）
  - ・介護予防・生活支援サービス事業の実施（訪問型サービス(第1号訪問介護)）
  - ・指定居宅介護事業所の経営（主に身体障がい者・精神障がい者のホームヘルプ）
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所の経営（デイサービスセンター）
  - ・介護予防・生活支援サービス事業の実施（通所型サービス(第1号通所介護)）
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の経営（グループホーム ひまわり）
- (4) 介護保険事業の個人利用料に関する社会福祉法人減免の実施
- (5) 福祉サービス等（介護保険事業）苦情相談の受付
- (6) 「北海道福祉人材センター」の活用促進 市民、事業者への周知
- (7) インターンシップ、介護福祉実習生の積極的な受け入れ
- (8) 「介護職員初任者研修・実務者研修」など職員の資格取得を支援
- (9) スキルアップ研修の充実
- (10) 外部委員会等への参画 施設協議会等への参画により連携と事業の活性化を図ります。

## 2. 受託事業

- (1) シルバーハウジング事業の受託運営（生活支援員派遣事業）

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、安否確認、相談、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、在宅生活を支援します。

## IV. 法人運営事業の推進 ※適正な業務執行体制の確立

### 1. 社協事業

本会の「経営理念」を役職員が常に念頭に置き、この理念に基づく事業の推進を図ります。

- (1) 理事会・評議員会の定例開催等
  - ①正副会長会議 ※案件により随時開催
  - ②理事会 4カ月を超える間隔で2回以上
  - ③評議員会 6月(決算・事業報告)、3月(予算・事業計画)
  - ④監査会 ※4半期に1回
  - ⑤理事・評議員等の研修会の実施
- (2) 永年役員・評議員功労者の表彰（社協会長表彰）
- (3) 情報開示の徹底
  - ① ホームページによる情報発信
  - ② FMあばしりによる情報発信（毎月第1木曜日午前9時から15分間）
  - ③ 本会機関紙「ふれ愛め～る」の発刊 ※年2回
  - ④ 事業計画、事業報告、収支予算、収支決算の機関紙及びホームページへの掲載。
  - ⑤ 本会掲示板等による情報提供。

(4) 法令遵守の徹底

(5) 経営基盤の強化

- ① 社会福祉充実残額の算定と計画立案の要否確認
- ② 中期財政計画の検討（職員処遇改善費、退職金積立、事業人件費、固定資産等更新）
- ③ 会員会費制度の整備充実
- ④ 共同募金配分金等の寄附金による事業の適正な実施
- ⑤ 高額寄付者への感謝状贈呈（社協会長顕彰）
- ⑥ 介護保険事業及び障害者総合支援事業の安定経営（令和3年度制度改定・報酬改定）
- ⑦ 職員処遇改善計画の維持管理
- ⑧ 各福祉団体への支援 ※寄附金による当事者団体等への助成

(6) 事務局体制の整備

- ① 働き方改革関連法の遵守
- ② 事務局会議の定例開催
- ③ 事業内容・規模に応じた職員体制の確保
- ④ 職員の資質向上のため職員研修の強化（資格取得の奨励）
- ⑤ 事務・事業執行の連携強化（職場内ネットワーク体制整備）
- ⑥ 職員研修の実施

(7) 網走市共同募金委員会の事務局運営

## 2. 受託事業

(1) 網走市総合福祉センターの指定管理受託（R3～R5）

(2) 網走市老人デイサービスセンターの指定管理受託（R3～R5）

(3) 網走市福祉バス運行管理事業の受託

(4) 団体事務の運営（下線7団体は網走市委託事業）

- ① 網走市老人クラブ連合会
- ② 網走市身体障害者福祉協会
- ③ くるみ里親会網走支部
- ④ 網走市連合遺族会
- ⑤ 網走地区防犯協会
- ⑥ 網走市防犯協会
- ⑦ 網走市町内会連合会
- ⑧ 網走市暴力追放推進協議会
- ⑨ 網走地区暴力追放推進協議会

## 網走市社会福祉協議会の経営理念

<p>①住民参加・協働による福祉社会の実現</p>	<p>地域住民、民生委員、社会福祉施設、ボランティア等、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参加型の福祉社会を実現します。</p>
<p>②地域における利用者本位の福祉サービスの実現</p>	<p>地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本意の福祉サービスを実現します。</p>
<p>③地域に根ざした総合的支援体制の実現</p>	<p>地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通住宅、就労などの生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備します。</p>
<p>④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦</p>	<p>制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々の対応に重点を置き、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦します。</p>
<p>⑤事業展開における組織運営</p>	<p>地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、事業内容の公開を積極的に行います。また、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行います。</p>